

議事要旨 令和4年度 第1回空家等対策協議会

次第1 開会

次第2 市長あいさつ

次第3 空家等に対する取組状況について

議題1. 空家等の活用の促進

各課が実施する・制度の概要説明および事業実績・件数を報告

- ① 地域政策課 移住・定住推進事業
ふるさと創生移住定住促進補助制度
霧島市空き家バンク制度
- ② 商工振興課 まちなかりノベーション推進事業
リノベーションスクール@霧島

【主な質疑応答は次のとおり】

委員：ふるさと創生移住定住促進補助制度について、家賃補助のところを詳しく教えて欲しい。

事務局：中山間地域いきなり家を買って住むよりは、まずは体験をしてみたいとか、住宅を借りて住んでから移住を考えたいという方々がいたので家賃補助を始めた。市外から霧島市へ転入する場合と、霧島市内の国分・隼人地区の市街地から霧島・牧園地区等の中山間地域への移転する場合があります、賃貸借契約を締結した一戸建住宅、公営住宅、民間の共同住宅に住まわれる方が対象になる。

委員：申請すればすぐ支払われるのか。

事務局：補助金の2分の1ずつを1年目と3年後の2回に分けて支給している。

議題2. 今後の取組みについて

① 霧島市空家等対策計画の改正

第二期の計画期間を令和5年度から令和9年度までとし、空家等に関する施策を総合的かつ計画的に実施するための国の基本的な指針や各協会等と協定を締結した相談事業等を盛り込んだ改正案を事務局から説明。今後、パブリックコメントを行い協議会で承認を得て計画を公表。

議題3. 管理不全な空家等の防止・解消

- ① 「管理不全な空家等の防止・解消」について、現在市が実施している空家等対策の取組事例を事務局から説明。
- ② 老朽危険空き家等解体撤去補助事業の概要説明および実績件数・事例等を報告。
- ③ 空家の所有者等に対する相談事務事業の相談事例の内容及び回答を報告。

【主な質疑応答は次のとおり】

委員：危険廃屋解体撤去工事補助金について、解体工事完了の日から3年以内は建替が出来ないとされていたが現在もそうなのか。

事務局：以前は前提としていたが、令和2年に建築指導課の所管となってからは、解体後3年以内は何も出来ないという縛りは無くなっている。

議長：議会からも、解体しても3年間何も出来なければ、不動産の取引に繋がらないと意見があった。新しい建物を建てた方が環境は良くなるのにという意見もあった。

議題4. 特定空家等の対応について

- ・内容については、霧島市空家等対策協議会条例第7条に基づき非公開

次第4 その他

特になし

次第5 閉会